

リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等に係る運用

リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を行う場合は、次によること。

- 1 法第13条第3項に基づき、遠隔制御等は危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立ち合いのもとに行われること。
- 2 法第14条の2第1項に基づき、予防規程に次の事項を定めること。また、予防規程を定める必要がない一般取扱所については、同内容をマニュアル又は内規等実効性のある書類に定めるよう指導すること。
 - (1) 遠隔制御場所及び遠隔制御等の体制に関すること。
 - (2) リチウムイオン蓄電池設備における火災等の緊急時の連絡体制及び対応体制に関すること。
 - (3) 遠隔制御等を、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立ち合いのもとに行うこと。
- 3 次の安全措置を講じるよう指導すること。
 - (1) リチウムイオン蓄電池設備の火災安全性能に係る事項
リチウムイオン蓄電池設備は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の2の2に定める基準に適合すること。
 - (2) 緊急連絡先等の掲示
一般取扱所の入口等の見やすい場所に、次の事項を掲示すること。
 - ア 遠隔制御場所の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名
 - イ リチウムイオン蓄電池設備の異常又は故障等が発生した場合、必要な緊急対応を行う事業者等の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名
 - (3) 遠隔制御場所に係る事項
 - ア リチウムイオン蓄電池設備の異常又は故障等が発生した場合に、警報が速やかに移報され、かつ、異常又は故障等の内容が表示される遠隔監視装置を設けること。
 - イ 公衆回線遮断時においても、リチウムイオン蓄電池設備の現場確認又は初期対応をさせる事業者等に連絡・通報できる通信機器（携帯電話を含む。）を設けること。